



平成 30 年 5 月 2 日

各位

株式会社省電舎ホールディングス
代表取締役社長 西島 修
(コード 1711 東証 2 部)
問い合わせ先：管理本部 田中 圭
(03-6821-0004)

不適切な会計処理に関する第三者委員会の設置及び平成 30 年 3 月期決算短信
開示延期に関するお知らせ

当社では、外部からの指摘があったことを契機に、社内調査委員会を立ち上げ確認を行ったところ、過年度の会計処理の一部につき、不適切な会計処理が行われた可能性があることが認められました。そこで調査内容の客観性を確保するため、本日開催の取締役会で、下記の通り、外部の専門家（弁護士等）から構成される第三者委員会の設置につきまして、決議いたしましたので、お知らせいたします。又、それに伴い平成 30 年 3 月期決算短信の発表について延期することになりましたのでお知らせいたします。

1. 本件の概要及び第三者委員会設置の経緯

本年 2 月中旬に、外部からの指摘により不正会計の可能性を認識したことにより、3 月 1 日付で外部の専門家を含む以下の委員により社内調査委員会（以下「調査委」という）を設置いたしました。

尚、調査委の概要は以下のとおりになります。

- ・ 委員：委員長 田中 圭 管理本部長
- 委員 太鼓地 英史 取締役（社外）
- 委員 小林 正樹 弁護士（光和総合法律事務所）
- 委員 白井 真 弁護士（光和総合法律事務所）
- 委員 河江 健史 公認会計士（河江健史会計事務所）
- ・ 目的：過年度における有価証券報告書及びその他適時開示資料等について、取引実態と照らし、その処理の適切性を検証する
- ・ 調査対象：平成 25 年 3 月期から平成 29 年 3 月期について
- ・ 調査期間：平成 30 年 3 月 1 日より現在に至る



・調査進捗報告：以下の事案について不適切な会計処理が行われた可能性
を報告

- ① 工事進行基準適用案件（売上総額約 5 億 10 百万円）において
売上の一部につき前倒し計上（平成 28 年 3 月期に 2 案件）
- ② 売上計上（約 23 百万円）済みのバイオガス案件につき、
実際の入金がされておらず、翌期に引当金計上して当該期
に減損したものの、売上計上が不適切であった可能性（平
成 26 年 3 月期に 1 案件）
- ③ インドネシア P K S 事業（注）における平成 29 年 3 月期に
減損した立替金（約 44 百万円）について減損時期の適切性
（平成 28 年 3 月期に 1 案件）

※インドネシアにおけるパームヤシの殻をバイオマス燃料として輸入販売
する事業

上記報告の他、外部からの指摘により、平成 26 年 3 月期のバイオガス事業
における工事進行基準適用案件 1 件（売上総額 1 億 81 百万円）において、
原価の付け替えの可能性を把握しております。このように、当社の平成 26
年 3 月期及び平成 28 年 3 月期決算におきまして、不適切な会計処理が行わ
れた相当程度の可能性が認められる取引に係る事象（以下「当該取引等」）
が存在することが判明いたしました（下記 2 参照）。そのため、当社では、
より客観的かつ公正な立場から調査を実施することが必要であると判断し、
当該取引等の詳細を解明し、専門的かつ客観的な立場から、当該取引等に
係る発生事実の正確な把握、発生原因の分析、問題点の解明、今後の対応
策に関する提言が必要と判断し、当社と利害関係を有しない、外部の専門
家（弁護士等）から構成される第三者委員会を設置し、調査委の調査を引
き継ぐことを本日の取締役会にて決議いたしました。

2. 調査の対象

当該取引等として、第三者委員会における調査の対象としては以下の過年
度に係る事象を想定しております。なお、調査の対象に係る最終的な決定
は、第三者委員会の設置後に、当該委員会の判断に基づき行うことといた
します。

- (1) 平成 26 年 3 月期（1 億 81 百万円）、平成 28 年 3 月期における工事進
行基準を採用した売上（5 億 10 百万円）の一部前倒し計上等の適切
性及びその影響により修正すべき過年度の会計処理について



- (2) 平成 26 年 3 月期におけるバイオガスプラントに関連する売上計上（約 23 百万円）の適切性（但し、平成 27 年 3 月期に破産更生債権として会計処理済）
- (3) 平成 28 年 3 月期における PKS 事業※に係る資産計上（約 44 百万円）の適切性
- (4) その他、過去の類似取引等を精査の上、第三者委員会が必要と認める事象及びそれらの原因解明
- (5) コーポレートガバナンス及びコンプライアンス体制の見直し並びに再発防止策の策定

3. 今後の見通し

第三者委員会の委員に関しましては、調査委の委員が引き継ぐことを前提に、追加の人選を進めておりますので、正式に決定次第、速やかにお知らせいたします。なお、当委員会は、日本弁護士連合会策定の『企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン』に沿って運営を行う予定であります。

第三者委員会の報告書は、1~2 か月を目標にまとめられる予定でございまして、それまでに判明した内容について開示する予定です。これに伴い、5 月 14 日に予定しております、平成 30 年 3 月期決算短信の開示は、調査に慎重を期すことにより 1 ヶ月程度延期いたします。

4. 今後の対応について

当該事象による過年度の決算に対する影響等につきましては、現在のところ、明らかにはなっていませんが、第三者委員会による調査結果等による事実関係が判明次第、第三者委員会における調査報告書等を適時に開示を行います。

株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご心配をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。

以 上